

助成事業完了報告書

日本財団 会長 笹川 陽平 殿

報告日付:2024年4月12日

事業ID:2023010547

事業名:埼玉県三芳町における「子ども第三の居場所」学習・生活支援モデルの運営(3年目)

団体名:社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会

代表者名:会長 篠原 拓平

TEL:049-258-0122

事業完了日:2024年3月31日



■契約時

事業費総額	:	8,190,000 円
自己負担額	:	0 円
助成金額	:	8,190,000 円

■箇所は「収支計算書」より自動転記

■事業完了時

事業費総額	:	7,814,271 円	収支計算書の黄のセルの値
自己負担額	:	271 円	収支計算書の緑のセルの値
助成金額	:	7,814,000 円	収支計算書の赤のセルの値。千円未満は切捨
助成金返還見込額	:	376,000 円	(収支計算書の青のセルの値)

1.事業内容

■事業内容1

(1)助成契約書記載の事業内容(予定)

1. 埼玉県入間郡三芳町における「子ども第三の居場所」学習・生活支援モデルの運営
(1)期間:2023年4月1日~2024年3月31日
(週3日火・水・木曜日、18時から21時まで開所)
(2)場所:三芳町精神障害者小規模地域生活支援センター(埼玉県入間郡三芳町藤久保27-9)
(3)対象:家庭や自身に課題を抱えた小学校低学年を中心に30名
(4)内容:「子ども第三の居場所」をつくり、子どもとの1対1の関係を重視しながら、子どもたちの生活習慣形成や学ぶ意欲向上を支援することで社会的相続を補完する。



(2)事業完了時の事業内容(実績)

1. 埼玉県入間郡三芳町における「子ども第三の居場所」学習・生活支援モデルの運営
(1)期間:2023年4月1日~2024年3月31日
(週3日火・水・木曜日、18時から21時まで開所)
(2)場所:三芳町精神障害者小規模地域生活支援センター(埼玉県入間郡三芳町藤久保27-9)
(3)対象:家庭や自身に課題を抱えた小学校低学年を中心に53名の登録
(4)内容:「子ども第三の居場所」をつくり、子どもとの1対1の関係を重視しながら、子どもたちの生活習慣形成や学ぶ意欲向上を支援することで社会的相続を補完した。

(3)成功したこととその要因

・受け入れ人数30名を達成し、53名の登録となった
⇒要因:学校、スクールソーシャルワーカー、行政、福祉事務所等との連携、当会既存の個別給付事業、家庭訪問等により、支援が必要と思われる子どもたちへのアプローチができた
・週3日の子どもの居場所において、子どもたちへの学習・生活面、精神面での支援を行うことができた
⇒要因:スタッフ間での子どもの状況の共有を行い、声掛けから学習面の対応、生活支援を実施することができたため
・不登校、ひきこもりなどの子どもにアプローチをかけ、第三の居場所につなぐことができた
⇒要因:①食事、学習、生活面で子どもたちにとって安心できる居場所を提供することができたため

②家庭訪問や学校、行政を巻き込んだケース会議等を開催し、昨年度以上にアウトリーチができたため

- ・通所している子どもの生活習慣の改善(食事・通学・宿題・提出物・洗濯・入浴等)
⇒要因:一人ひとりに丁寧に向き合い、基本的な生活習慣の形成サポートができたため
- ・子どもの自己肯定感を高め、挑戦することを諦めない環境づくり
⇒要因:子どものやりたいことをサポートできる独自の個別給付制度の整備ができたため
(高校進学に必要な学力検査費、習い事の費用、英検の受検費、眼鏡の作成費等)

(4)失敗したこととその要因

特記事項無し

(5)事業内容詳細

1. 埼玉県入間郡三芳町における「子ども第三の居場所」学習・生活支援モデルの運営

(1)期間:2023年4月1日~2024年3月31日(週3日、18時から21時まで開所)

↳日開所,

(2)場所:三芳町精神障害者小規模地域生活支援センター(三芳町藤久保27-9)

(3)対象:家庭や自身に課題を抱えた小学校低学年から高校生53名

↳【小学生】1年生1名、2年生3名、3年生1名、4年生4名、5年生6名、6年生6名

【中学生】1年生7名、2年生5名、3年生9名

【高校生】1年生4名、2年生6名、

(4)内容:「子ども第三の居場所」をつくり、子どもとの1対1の関係を重視しながら、子どもたちの生活習慣形成や学ぶ意欲向上を支援することで社会的相続を補完した。

2. 契約時事業目標の達成状況:

(1)助成契約書記載の目標

- ・令和5年4月1日~令和6年3月21日まで「子ども第三の居場所」学習・生活支援モデルを運営する
- ・令和7年3月31日までに利用児童数を30名にする
- ・児童への居場所、食事、生活習慣支援、学習支援などの安定的な提供
- ・ボランティア等の地域住民や、行政、学校との関係構築
- ・子どもの「経験の不足」「思い出の格差」を解消するようなイベントを事業期間内に17回(以下の事業)実施する
スポーツ活動(月1回)、夏のキャンプ(年1回)、夏の勉強合宿(年1回)、ハロウィンパーティー(年1回)、クリスマス会(年1回)、卒業イベント(年1回)

(2)目標の達成状況[700文字以内]

入力文字数	431	文字数チェック	OK
・令和5年4月1日~令和6年3月31日まで「子ども第三の居場所」学習・生活支援モデルを運営する ⇒◎達成			
・令和7年3月31日までに利用児童数を30名にする ⇒△登録者数は53名であるが、1日の平均利用者数が17~18名程度となっている。家からなかなか外に出ることができない子どもへのアプローチを継続する。			
・児童への居場所、食事、生活習慣支援、学習支援などの安定的な提供 ⇒◎達成			
・ボランティア等の地域住民や、行政、学校との関係構築 ⇒◎達成			
・子どもの「経験の不足」「思い出の格差」を解消するようなイベントを事業期間内に17回(以下の事業)実施する スポーツ活動(月1回)、夏のキャンプ(年1回)、夏の勉強合宿(年1回)、ハロウィンパーティー(年1回)、クリスマス会(年1回)、卒業イベント(年1回) ⇒△スポーツ活動(月1回)のみマンパワー不足で実施できずにいるが、地域の企業と連携し、週1回のサッカー教室に無料で子どもたちを参加させていただいている			

3.事業実施によって得られた成果

- ・不登校児童への対応ができるようになった
- 1カ月から1年以上という長い期間をかけてアプローチを続け、不登校児童へのサポートができるようになった
- ・不登校、不登校気味の児童が子ども第三の居場所には多く出席できている
- ・送迎による小学校低学年の参加数増加、不登校児へのアプローチの強化
- ・中学3年生の進路実現
- 安定して通所していた中学3年生は全員高校へ進学(8名 内訳:全日制6人、定時制1人、通信制1人)
- ・安定した食事の提供
- 週3回の本事業と当会既存の子ども食堂や、ボランティア団体実施の地域食堂へのつなぎ、その他食糧支援とあわせて実施した
- ・イベントを通じた思い出の格差解消
- 夏のキャンプ、クリスマス会、ハロウィンパーティー、誕生日会等の実施

【子どもたちに身につけてきた生活習慣等】

- ・自己肯定感、自己効力感の向上
- 日々の食事や生活支援に併せ、進学支援(学力検査受検費給付)、英検受検支援(受検費、テキスト代、交通費)、サッカー教室(習い事)に参加する経験、夏休みにキャンプに行く体験等を通じて、多くの子どもたちが1年前よりも頑張り切れるようになった
- ・夕食を食べる習慣
- 自宅では保護者不在を理由にカップラーメン等の簡易的な夕食を食べていた子どもが、手作りのしっかりとした夕食を食べる習慣が身につく、自宅でも親子丼やパスタをつくって食べるようになった
- ・自分の使った食器を洗い、片付ける習慣
- 自分で使った食器類は、自分で洗うルールにしています。
- ・歯磨きをする習慣
- 食後は洗面台で必ず歯磨きをするをルールにしています
- ・入浴する習慣
- ・清潔な衣類を着る習慣
- ・洗濯する習慣
- ・丁寧な言葉遣いを心がける習慣
- ・靴下を履く習慣
- ・暴力・暴言などの行動が落ち着いた
- ・使った場所を掃除をする習慣
- ・お箸を正しく持つ習慣
- ・自主的に勉強に取り組む習慣
- 宿題や学校の提出物を期日までにを行うことができるようになった
- 全く勉強に取り組まなかった小学生が自主的に宿題に取り組む、中学生が学校の授業よりも先に「予習がしたい、教えてほしい」と勉強に対する考え方が変化した
- ・挨拶等をする習慣
- 「こんばんは」「ありがとうございます」「さようなら」「いただきます」等の挨拶ができるようになった
- ・時間を守る習慣/遅れるときに連絡をする習慣
- 18時に来所できない場合は事前にスタッフに遅刻する旨の連絡を入れるなど、時間を守る意識が身についた
- ・帰宅時に手洗いうがいをする習慣
- 通所したらまずは手洗いうがいをすることをルールにしています

4.活動を通じて明らかになった新たな課題と対応案

- ・保護者を含む家庭全体の支援
- 子どもの主となる生活の場は家庭であり、保護者、生活状況の安定が子どもの生活に大きく影響することを改めて痛感する1年となった。子どもの支援と併せて、精神疾患で思うよう動くことができない保護者への支援を行う必要がある。令和6年度は保護者を含めたイベントの実施も検討し、三芳町社協独自の保護者支援(ひとり親サロン、個別給付、子ども食堂)等と組み合わせる保護者支援を強化する。

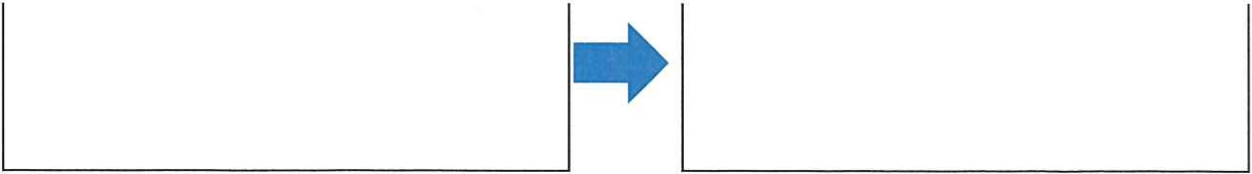
5.事業成果物

(1)助成契約書記載の成果物名称

事業完了報告書

(2)事業完了時の成果物名称

事業完了報告書



(3)未作成となった要因

(4)成果物を登録したウェブサイトのURL

CANPAN登録手続き中

2023年度 収支計算書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位:%)

団体名: 社会福祉法人三芳町社会福祉協議会

契約書(記3)に記載の補助率

100

事業名: 埼玉県三芳町における「子ども第三の居場所」学習・生活支援モデルの運営(3年目)

(収入の部)

(単位:円)

費目	予算額 (A)	決算額 (B) 自動計算	受入済額 (C)	未収額	助成金返還見込額
				自動計算(A-C)	自動計算(A-B)
① 日本財団助成金収入	8,190,000	7,814,000	8,190,000	0	376,000
② 自己負担	0	271	271		
③ 収入合計	8,190,000	7,814,271	8,190,271	0	376,000

(支出の部)

(単位:円)

費目	日本財団承認済の 予算額 (x)	決算額 (y)	支出済額 (z)	未払額	補足説明、備考
				自動計算(y-z)	
諸謝金	2,400,000	2,478,000	2,276,000	202,000	
給食費	1,500,000	1,229,273	1,229,273		
車両費	42,000	57,205	52,154	5,051	
消耗器具備品費	144,000	364,862	364,862		
水道光熱費	134,400	176,535	171,119	5,416	
通信運搬費	147,120	59,136	59,136		
業務委託費	28,056	54,340	54,340		
保険料	100,080	177,320	177,320		
非常勤職員給与	3,689,400	3,214,300	2,920,775	293,525	
手数料支出	0	3,300	3,300		
支出合計(端数調整前)	8,185,056				
端数調整欄	4,944				
④ 支出合計(端数調整後)	8,190,000	7,814,271	7,308,279	505,992	

※助成金・負担金額の確定は監査終了後、当財団よりご連絡いたします。

※予算額に対し、決算額が下回った場合、助成金の返還が生じます。

【返還見込額の発生有無】

返還見込額の発生

有り

※「有り」の場合は予算額に対し決算額が下回っているため、返還金が発生する可能性があります。

【一致確認】 ※NGが出た際は、入力の間違っているかもしれませんので該当項目を再確認してください。

予算額(A)③収入合計=予算額(x)④支出合計	OK
決算額(B)③収入合計=決算額(y)④支出合計	OK
受入済額(C)③収入合計-助成金返還見込額=支出済額(z)+未払額④支出合計	OK

セルフチェック項目 (プルダウンで選択)

① (収入の部)の予算額 (A)の①日本財団助成金収入と③収入合計は、契約書に記載されている助成金額及び事業費総額と一致しているか。

② (収入の部)の予算額(A)③収入合計と (支出の部)の日本財団承認済の予算額(x)④支出合計が一致しているか。

③【一致確認】欄は全て「OK」であるか。